令和７年１月
福島県警察高速道路交通警察隊南相馬分駐隊

速　度　取　締　り　指　針

福島県高速道路交通警察隊南相馬分駐隊管内の速度取締り重点

重点路線	重点区間・重点時間帯	規制速度
常　磐 自動車道	浪江IC～新地IC 10:00～18:00	指定 70km/h
相馬福島 道路	相馬山上IC～霊山飯舘IC 10:00～16:00	指定 80km/h

※　常磐自動車道広野インターチェンジから宮城県山元インターチェンジまでは指定速度70km/hとなっています。
※　相馬福島道路の相馬インターチェンジから霊山インターチェンジまでの間が南相馬分駐隊管内となり、同区間は指定速度速度80km/hとなっています。
※　速度超過は、事故に直結する悪質危険行為です。
　　重点路線・区間以外でも随時取締りを行っています。

管 轄 内 交 通 事 故 発 生 状 況

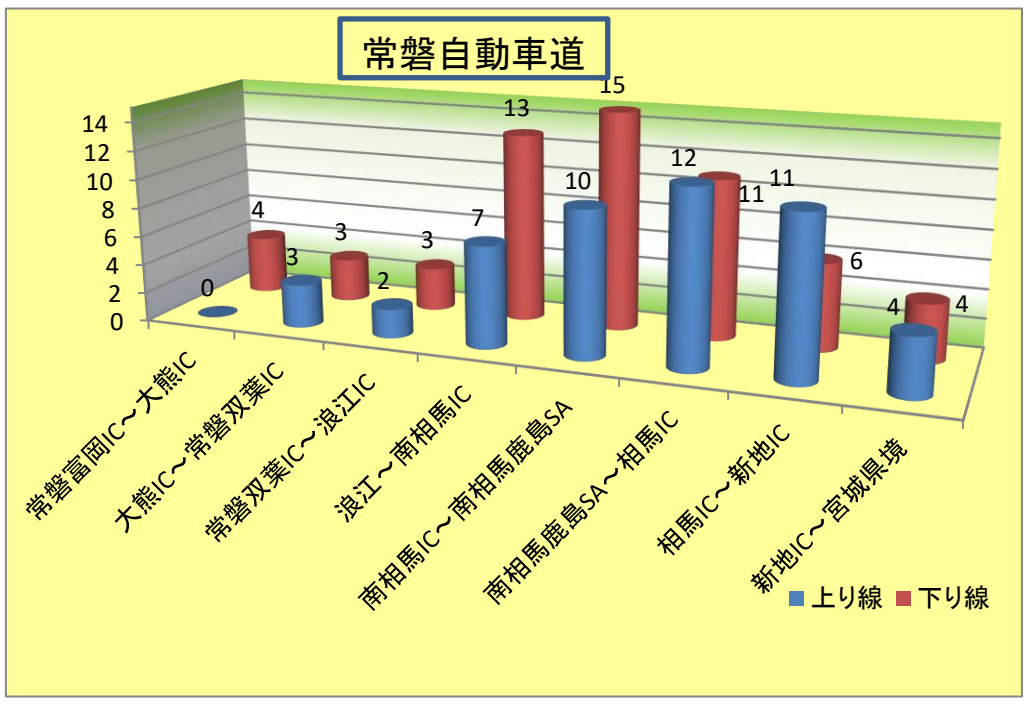

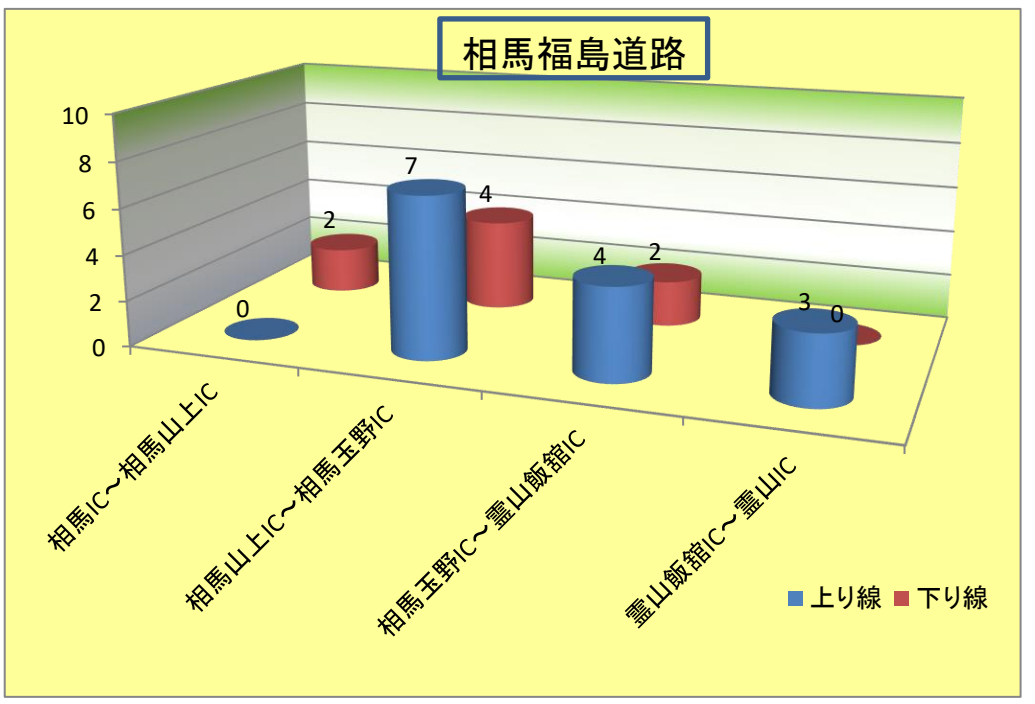

【令和６年７月から令和６年12月までの交通事故発生状況】
☆南相馬分駐隊管内の常磐自動車道では、人身交通事故の発生はありませんでしたが、物件交通事故は108件発生しています。また、相馬福島道路では、人身交通事故の発生はありませんでしたが、物件交通事故が22件発生しています。
☆交通事故は、常磐自動車道の【浪江インターチェンジ～新地インターチェンジ間】と、相馬福島道路の【相馬山上インターチェンジ～霊山飯舘インターチェンジ間】で多発しています。
☆速度オーバーは、危険を認知した際に止まりきれないだけでなく、衝突した際の衝撃や負傷の程度も大きなものになりますので、速度取締りを強化し、交通事故の抑止を図っています。

その他の交通取締り重点

※　管内全線において、車間距離不保持違反・通行帯違反・シートベルト違反・携帯電話使用等の取締りも強化します。
※　前車と十分な車間距離を取り、無理な追越しや急な割り込みはやめましょう。